平成２１年（フ）第７００号
東京都町田市忠生３丁目18番地４富士美荘101
債務者　加我　孝一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７６号
静岡市駿河区聖一色480番地の１　ビーンズ・ファームＢ105号、旧住所静岡市葵区川合２丁目11番46号
債務者　興梠　方元
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５１号
静岡市清水区南矢部769番地、旧住所静岡市清水区川原町17番20号　リュミエールメゾン川原105号
債務者　脇田　貴徳
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１０号
静岡県藤枝市天王町３丁目13番37号
債務者　宮本　弘昭
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第５８７号
静岡県三島市安久５番地２
破産者　有限会社サンエス工業
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第１１７１号
福岡市南区和田３丁目１番11号
破産者　株式会社咲田建設
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１１７２号
福岡市南区三宅２丁目13番12号
破産者　瀬川　政和
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１１７３号
福岡市南区和田３丁目１番11号
破産者　瀬川　和夫
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１４３２号
福岡県春日市平田台４丁目91番地
破産者　有限会社鎌田工業
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３１０８号
福岡市中央区荒戸１丁目３番20号
破産者　株式会社セビル
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３１０９号
福岡市中央区荒戸１丁目３番20号
破産者　有限会社箱田
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６６８号
福岡市博多区上川端町13番15号
破産者　株式会社ライフ・ランナー
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第５３５号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田913番地
破産者　株式会社アイケーテック
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７６号
佐賀県鳥栖市元町1336番地６
破産者　株式会社イッコー
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３７４号
沖縄県那覇市若狭１丁目14番８号
破産者　有限会社五美商事
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第７６１号
札幌市北区北39条西７丁目３番８号
破産者　株式会社北匠
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第７６２号
北海道夕張郡栗山町字旭台23番地129
破産者　株式会社匠一
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２号
茨城県ひたちなか市大字田彦331番地４
破産者　有限会社大子リゾート
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１８２号
茨城県水戸市酒門町1104番地３
破産者　有限会社ホールドオン
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第７８４号
栃木県宇都宮市簗瀬町1534番地４
破産者　有限会社ラッピングカネヨシ
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第７８５号
栃木県宇都宮市簗瀬町1534番地４
破産者　柴田　京一
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係